

事務連絡  
令和2年（2020年）4月1日

関係団体の長様

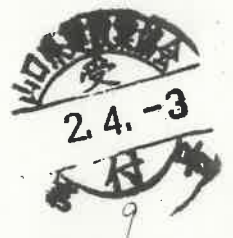
山口県土木建築部技術管理課長



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた  
工事及び業務に係る検査・打合せ等の対応の延長について

このことについて、別添のとおり対応を延長することとしましたのでお知らせします。  
貴職におかれては、ご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に  
対し、周知方お願いします。

技術指導班 TEL : 083-933-3636  
企画班 TEL : 083-933-3632  
工事検査班 TEL : 083-933-3635



令 2 技 術 管 理 第 7 号 の 1  
令和2年（2020年）4月1日

部 内 各 課 長  
部内各出先機関の長 様

技 術 管 理 課 長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた  
工事及び業務に係る検査・打合せ等の対応の延長について

このことについて、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務に係る検査・打合せ等の対応について」（令和2年3月4日付け平31技術管理第704号の1）に基づき、工事及び業務に係る検査・打合せ等を行っているところですが、令和2年4月1日以降も別途通知を行うまでの間、同様の取扱いとしますので、適切な対応をお願いします。

技術指導班 TEL : 083-933-3636  
企 画 班 TEL : 083-933-3632  
工事検査班 TEL : 083-933-3635

平 3 1 技術管理第 7 0 4 号の 1  
令和 2 年（2020 年） 3 月 4 日

部 内 各 課 長  
部内各出先機関の長 様

技 術 管 理 課 長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた  
工事及び業務に係る検査・打合せ等の対応について

このことについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事及び業務に係る検査、打合せ等の実施にあたっては、下記のとおりとしますので、適切な対応をお願いします。

記

1 検査

(1) 書面検査（工事・業務）

- ① 検査職員は、監督職員から入手した成果品により、事前に書面検査を実施し、内容確認が必要な点をまとめておく。
- ② 検査日に、受注者との質疑のみ電話での対応を行うこととする。  
なお、やむを得ず対面での検査を行う場合は、最小限の人数で、できるだけ広い会議室で、手洗いなど感染予防を徹底し、参加者全員の氏名を記録する。

(2) 現場確認（工事）

必要最小限の人数で実施する。

2 打合せ

- ① 可能な限り受注者と対面とならないように配慮し、原則として電話による打合せとする。
- ② やむを得ず対面での打合せを行う場合は、最小限の人数で、できるだけ広い会議室で、手洗いなど感染予防を徹底し、参加者全員の氏名を記録する。

3 適用

当面 3 月に実施する検査・打合せに適用する。

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 技術指導班 | TEL: 083-933-3636 |
| 企画班   | TEL: 083-933-3632 |
| 工事検査班 | TEL: 083-933-3635 |